

国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。（附則関係）